

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第224号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月24日 09時15分ごろ	
発生場所	広島県呉市 齋島沖 鴨瀬灯台から真方位107° 2,800m付近 (概位 北緯34° 08.1′ 東経132° 47.1′)	
事故等調査の経過	平成21年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 給水船 いつき、17トン 270-35790 広島、呉市水道局 B 漁船 第二宗宝丸、0.9トン HS3-38570（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首右舷側外板に擦過傷 B スパンカー支柱が曲損、船尾左舷側防舷帯の一部が折損	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、齋島北方沖を同県豊島に向け約7ノットの速力で北進中、B船は船長が1人で乗り組み、船首を北東に向け釣針の交換を行いながら錨泊中、船長Aは、B船に気付かないで航行し、平成21年7月24日09時15分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、適切な見張りを行っていなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かなかつたものと考えられる。 船長Bは、見張りを行っていなかったため、A船に気付くのが遅れ、衝突を避けるための対応をとらなかつたものと考えられる。
原因	本事故は、齋島北方沖において、A船が北進中、B船が錨泊中、船長Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	